

令和 6年10月 6日

ご契約者 様

設 計 書

この設計書は、「死亡時の保障」が、
ご契約者様のご希望と推定して作成しています。



TOKIOMARINE
NICHIDO

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

当設計書は、お客様からお伺いしたデータをもとに算出を行っております。万一データ等に過不足・齟齬がある場合には、当社取扱者/代理店（生命保険募集人）にお申しつけください。

当社取扱者/代理店（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

おすすめプラン

計算基準日 令和 6年11月 1日
作成日 令和 6年10月 6日

ご契約者名							
被保険者名		性別	男性	生年月日		年齢	45歳

主契約の保障イメージ図

家計保障定期保険NEO 家計保障定期保険（無解約返戻金型）[無配当]
特定疾病保険料払込免除特則付加

この保険には契約者配当金はありません。

死亡・高度障害状態に該当された場合
(一時金のご契約月に該当された場合の金額)
分割金として毎月受け取る方法のとき: 月額 **20万円**
(保険金の月払給付)
一時金として一括で受け取る方法のとき: **2,223万円**
(保険金の一時支払)

この保険に満期保険金はありません



おすすめプランの保障内容

保 障	保 険 種 類	お受取方法	保険金・給付金額	保障期間	備 考	
死亡・高度障害状態になられた場合の保障	病気のとき	家計保障定期保険NEO(主契約)	月額	20万円	55歳まで	
	災害のとき	家計保障定期保険NEO(主契約)	月額	20万円	55歳まで	
悪性新生物・心疾患・脳血管疾患により所定の状態になられたとき	家計保障定期保険NEO(主契約)			55歳まで	以降の保険料払込不要	

保障内容の詳細については、本設計書の「ご契約にあたって、ご注意いただきたいこと」を必ずご参照ください。

おすすめプラン

計算基準日 令和 6年11月 1日
作成日 令和 6年10月 6日

ご契約内容

保 険 種 類	払 込 方 法			
	年払 (口座振替扱)			
	保 険 金 ・ 給 付 金 額	保 険 期 間	払 込 期 間	保 險 料
[主契約] 家計保障定期保険NEO 家計保障定期保険(無解約返戻金型) [無配当] (1年) 非喫煙者優良体保険料率適用 (特定疾病保険料払込免除特則付加) [特約] リビング・ニーズ特約 指定代理請求特約 区分保険料率適用特約 [付帯サービス] メディカルアシストサービス Medical Note for 東京海上グループ	基準給付金月額20万円	55歳	55歳	32,080円
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	合計保険料			32,080円
	前納・先取り保険料			0円
	初回払込保険料			32,080円

喫煙検査や健康診断書による喫煙状況および健康状態等が当社所定の基準を満たす場合、区分保険料率適用特約を付加することで、標準保険料率より割安な非喫煙者標準保険料率・非喫煙者優良体保険料率・喫煙者優良体保険料率を適用することができます。

お払込保険料と保険料の推移

払 込 期 間	1 回分合計保険料	前 納 ・ 先 取 り 保 険 料	初 回 払 込 保 険 料
~2033年11月	32,080円		32,080円

おすすめする主契約ないし特約の保険期間満了時に自動更新が可能な場合でも更新しないものとして表示しています。

保険料累計と解約返戻金

	保 険 料 累 計	解 約 返 戻 金
46歳(1年目)	32,080円	0円
48歳(3年目)	96,240円	0円
50歳(5年目)	160,400円	0円
52歳(7年目)	224,560円	0円
54歳(9年目)	288,720円	0円

家計保障定期保険NEOは、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。

表示の数値は当該保険年度の最終日の値です。
詳細は本設計書の「この設計書をご参照いただく際のご留意点」をご覧ください。

保障グラフ

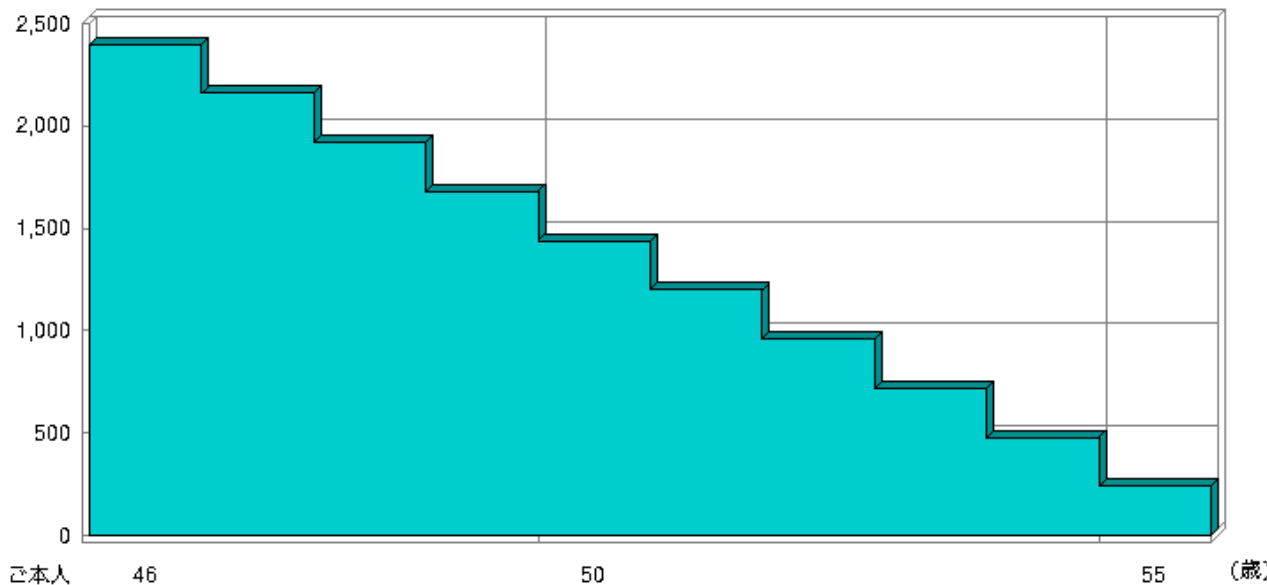
計算基準日 令和 6年11月 1日
作成日 令和 6年10月 6日

ご契約者名							
被保険者名		性別	男性	生年月日		年齢	45歳

総額でのお受取りイメージ

■ 家計保障保険 1年

(万円)



記載の保険金額は、普通死亡による死亡・高度障害の場合の保障額で表示しています。

(単位：万円)

保険年度	一時金	分割金 受取総額	満期金	保険年度	一時金	分割金 受取総額	満期金	保険年度	一時金	分割金 受取総額	満期金
1	0	2,400	0				以下余白				
2	0	2,160	0								
3	0	1,920	0								
4	0	1,680	0								
5	0	1,440	0								
6	0	1,200	0								
7	0	960	0								
8	0	720	0								
9	0	480	0								
10	0	240	0								

注意事項

- ・低解約返戻金型終身介護保険・一時払増額終身保険の場合、保険金額が解約返戻金額を下まわるときは、解約返戻金と同額の保険金をお支払いします。
- ・医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）健康還付特則付加、医療保険（引受基準緩和・無解約返戻金型）健康還付特則付加の場合、死亡保険金額が健康還付特則の解約返戻金額を下まわるときは、健康還付特則の解約返戻金と同額の死亡保険金をお支払いします。
- ・各種保険金・給付金をお支払いできない場合もあります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- ・「この設計書をご参照いただく際のご留意点」をあわせてご覧ください。

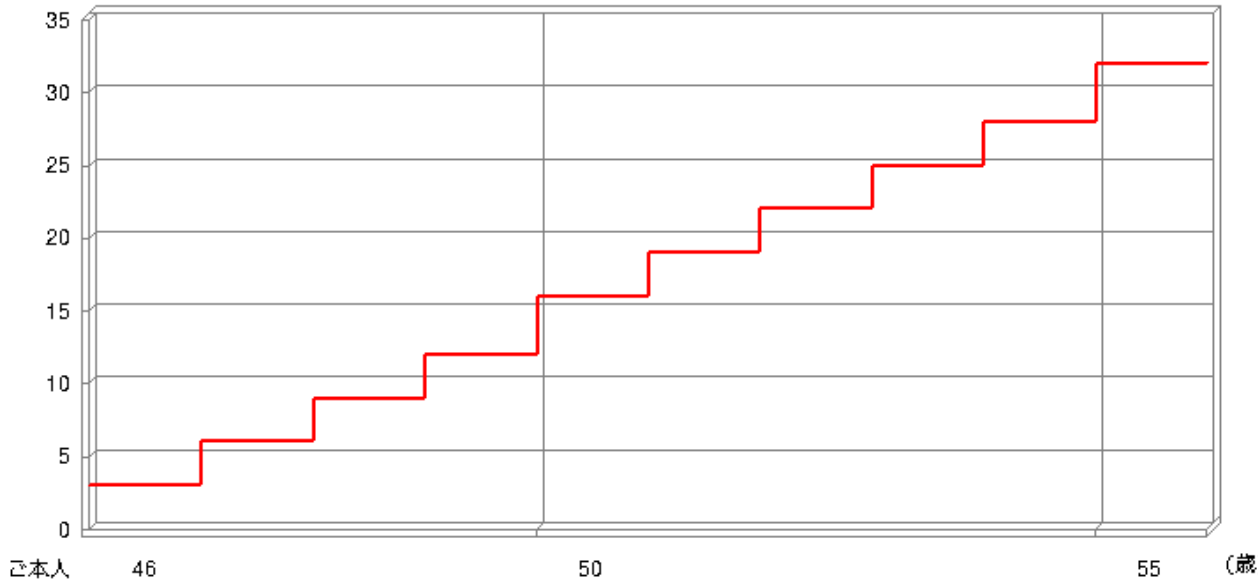
解約返戻金推移

計算基準日 令和 6年11月 1日
作成日 令和 6年10月 6日

ご契約者名							
被保険者名		性別	男性	生年月日		年齢	45歳

— 保険料累計 ■ 解約返戻金（明細 1）

(万円)



(単位：円)

保険年度	保険料累計	解約返戻金
1	32,080	0
2	64,160	0
3	96,240	0
4	128,320	0
5	160,400	0
6	192,480	0
7	224,560	0
8	256,640	0
9	288,720	0
10	320,800	0

保険年度	保険料累計	解約返戻金
		以下余白

保険年度	保険料累計	解約返戻金

注意事項

- ・実際の解約返戻金の額は、保険種類・ご契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年数・保険料払込年数・適用保険料率などにより異なります。
- ・低解約返戻金型終身介護保険（健康祝金部分は除く）の低解約返戻金期間は、契約日から保険料払込期間が満了する日の24時までです。低解約返戻金割合は70%ですが、特定疾病保険料払込免除特則により保険料のお払込みが免除された場合は、低解約返戻金割合は適用しません。
- ・各種定期保険の解約返戻金は、契約当初においては全くありませんが、保険期間の経過に伴い徐々に積立でられ、その後、保険期間の満了が近づくにつれ次第に減少し、満了時にはなくなります。家計保障定期保険（無解約返戻金型）は、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。定期保険（無解約返戻金特則付加）の主契約、特定疾病・障害・介護保障定期保険（型）には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- ・介護年金保険の1年目の解約返戻金は、不担保期間中のため、責任準備金の金額を表示しています。
- ・介護年金保険（健康還付特則付加）の1年目の解約返戻金は、不担保期間中のため、責任準備金を合算した金額を表示しています。
- ・解約返戻金についての詳細は、重要事項説明書（契約概要 / 注意喚起情報）、ご契約のしおり・約款を必ずご覧ください。
- ・1万円未満の金額はグラフに表示していません。「この設計書をご参照いただく際のご留意点」をあわせてご覧ください。

保険年度別明細表

計算基準日 令和 6年11月 1日
作成日 令和 6年10月 6日

ご契約者名								
被保険者名		性別	男性	生年月日		年齢	45歳	

おすすめする主契約ないし特約の保険期間満了時に自動更新が可能な場合でも更新しないものとして表示しています。(単位:円)

保険年度	年齢(歳)	普通死亡保険金額		就業不能保障保険 就業不能保険金額 一時金でお受取り	満期保険金額 健康祝金額 祝金額	保険料累計	解約返戻金	解約返戻率(%)	前納未経過 保険料
		一時金でのお受取り	分割金でのお受取り						
1	46	22,238,000	24,000,000	-	-	32,080	0	0.0	-
2	47	20,184,000	21,600,000	-	-	64,160	0	0.0	-
3	48	18,094,000	19,200,000	-	-	96,240	0	0.0	-
4	49	15,967,000	16,800,000	-	-	128,320	0	0.0	-
5	50	13,803,000	14,400,000	-	-	160,400	0	0.0	-
6	51	11,601,000	12,000,000	-	-	192,480	0	0.0	-
7	52	9,361,000	9,600,000	-	-	224,560	0	0.0	-
8	53	7,081,000	7,200,000	-	-	256,640	0	0.0	-
9	54	4,762,000	4,800,000	-	-	288,720	0	0.0	-
10	55	2,402,000	2,400,000	-	-	320,800	0	0.0	-
									以下余白

保険年度別明細表の見方

計算基準日 令和 6年11月 1日
作成日 令和 6年10月 6日

このページは「保険年度別明細表」（以下「明細表」）の見方と注意点についてご説明しております。
明細表をご覧いただく際は、明細表の保険年度の説明と、下記の注意点についてもご確認ください。

保険年度	本設計書における保険年度は、計算基準日から1年間を「第1保険年度」と表しています。 (例) 計算基準日が令和1年5月1日の場合 第1保険年度：令和1年5月1日～令和2年4月30日
年齢	各保険年度の最終日の被保険者年齢です。実際の年齢とは異なる場合があります。 (例) 計算基準日が令和1年5月1日の場合 第1保険年度の年齢：令和2年4月30日における満年齢
普通死亡保険金額 一時金でのお受取り 分割金でのお受取り	当該保険年度の初日の値を表しています。 (例) 計算基準日が5月1日の場合 各保険年度の5月1日の値を表しています。
就業不能保険金額 一時金でお受取り	「就業不能保険金額 一時金でお受取り」は、あんしん就業不能保障保険の就業不能保険金額になります。
満期保険金額 健康祝金額 祝金額	当該保険年度にお支払する予定の金額を表しています。 明細表の年齢(歳)は各保険年度の最終日の年齢を表記しているため、お支払日の年齢とは異なる場合があります。 それぞれのお支払については条件がありますので、ご契約のしおり・約款などでご確認ください。
保険料累計 解約返戻金	当該保険年度の最終日の値を表しています。 (例) 計算基準日が5月1日の場合 各保険年度の4月30日の値を表しています。

<明細表の例> 以下の表は参考です。表示している数字は実際の数字ではありません。

(単位：円)

保険年度	年齢(歳)	普通死亡保険金額		就業不能保障保険 就業不能保険金額 一時金でお受取り	満期保険金額 健康祝金額 祝金額	保険料累計	解約返戻金	解約返戻率(%)	前納未経過 保険料
		一時金でのお受取り	分割金でのお受取り						
1	31	47,987,000	54,000,000	31,819,000	0	312,285	18,100	5.7	144,694
2	32	45,162,000	50,400,000	31,153,000	0	407,745	36,610	8.9	72,419
3	33	42,287,000	46,800,000	30,474,000	0	503,205	55,520	11.0	
4	34	39,362,000	43,200,000	29,784,000	0	671,085	74,860	11.1	
5	35	36,385,000	39,600,000	29,082,000	0	838,965	112,350	13.3	
6	36	33,357,000	36,000,000	28,367,000	50,000	1,006,845	162,590	16.1	

ご注意点

解約返戻金の額は、保険種類・ご契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数・適用保険料率などにより異なります。ご契約を途中でおやめになると解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になり、特に契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。

低解約返戻金期間のある保障の場合、低解約返戻金期間中の解約返戻金は、低解約返戻金割合が乗じられていることにより低く設定されています。ただし、低解約返戻金型終身介護保険は特定疾病保険料払込免除特則により保険料払込みが免除された場合や健康祝金部分には低解約返戻金割合は適用しません。がん治療支援保険N E Oは、保険料払込期間中の解約返戻金はありませぬ。保険料払込期間満了後の解約返戻金は次の、のうちいずれか小さい額とします。
〔解約返戻金を低く制限しない場合の解約返戻金の30% 診断給付金額の10分の1〕付加される特則については保険期間を通じて解約返戻金はありませぬ。

がん治療保険(無解約返戻金型)は、保険料払込期間中の解約返戻金はありませぬ。保険料払込期間満了後の解約返戻金は給付金月額と同じです。付加される特約・悪性新生物保険料払込免除特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありませぬ。特則のみの解約はできませぬ。

がん診断保険(無解約返戻金型)健康還付特則付加の場合、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。診断給付金の支払額によっては解約返戻金が多くなつてもあります。なお、特則のみの解約はできませぬ。

付加される特約・悪性新生物保険料払込免除特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありませぬ。

医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)、医療保険(引受基準緩和・無解約返戻金型)の場合、保険料払込期間中の解約返戻金はありませぬ。保険料払込期間満了後の解約返戻金は、入院給付金日額の10倍です。付加される特約・特則については、保険期間を通じて解約返戻金はありませぬ。

医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)健康還付特則付加の場合、医療保険(引受基準緩和・無解約返戻金型)健康還付特則付加の場合は健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。主契約の入院給付金等の支払額によっては解約返戻金が多くなつてもあります。なお、特則のみの解約はできませぬ。付加される特約・特定疾病保険料払込免除特則(のみ)には、保険期間を通じて解約返戻金はありませぬ。

特定疾病治療保険(無解約返戻金型)は保険料払込期間中の解約返戻金はありませぬ。保険料払込期間満了後の解約返戻金は、基準給付金額の10%です。付加される特約・特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありませぬ。特則のみの解約はできませぬ。

特定疾病治療保険(無解約返戻金型)健康還付特則付加の場合、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。特定疾病治療給付金・特定疾病通院給付金の支払額によっては解約返戻金が多くなつてもあります。なお、健康還付特則のみの解約はできませぬ。付加される特約は保険期間を通じて解約返戻金はありませぬ。

介護年金保険(無解約返戻金型)の場合、保険料払込期間中の解約返戻金はありませぬ。保険料払込期間満了後の解約返戻金は、介護年金額の10%です。ただし、年金支払開始後に解約することはできませぬ。なお、ご契約から1年間の不担保期間中に解約された場合には責任準備金をお支払いするため、1年目の解約返戻金は責任準備金の金額を表示しています。認知症一時金特約には、保険料払込期間中の解約返戻金はありませぬ。

介護年金保険(無解約返戻金型)健康還付特則付加の場合、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。ただし、年金支払開始後に解約することはできませぬ。なお、ご契約から1年間の不担保期間中に解約された場合には責任準備金をお支払いするため、1年目の解約返戻金は責任準備金と合算した金額を表示しています。認知症一時金特約は、年金支払開始日以後に解約返戻金があります(認知症一時金額の10%です)。

家計保障定期保険(無解約返戻金型)・就業不能保障保険(無解約返戻金型)は、保険料払込期間中の解約返戻金はありませぬ。

定期保険(無解約返戻金特則付加)の主契約、特定疾病・障害・介護保障定期保険(型)の主契約には、保険期間を通じて解約返戻金はありませぬ。一時払通増終身保険(告知不要型)の場合、お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって、ご契約後一定期間内に解約された場合の解約返戻金の額は、一時払保険料を下まわります。

普通死亡保険金額(一時金・分割金)受取総額には、家計保障定期保険の保険金支払額を含んでいます。

普通死亡保険金額(一時金)は家計保障定期保険の保険金を一時金で受け取った場合にお受け取りいただける金額とその他の主契約・特約の死亡・高度障害保険金の合計です。

普通死亡保険金額(分割金)は家計保障定期保険の保険金を分割で毎月受け取った場合の積算累計額と、その他の主契約・特約の死亡・高度障害保険金の合計です。

とは同じ保障内容を受け取り方法の違いで表示したものであり、重複して受け取ることはできませぬ。

就業不能保険金額(一時金)は、就業不能保障保険の保険金を一時金で受け取った場合にお受け取りいただける金額です。

ご契約にあたって、ご注意いただきたいこと

ご加入状況・健康状態などにより、設計書の内容でお申し込みいただけない場合があります。

□家計保障定期保険NEO（家計保障定期保険（無解約返戻金型））【無配当】

保険料払込期間中の解約返戻金はありません。解約返戻金の額は、適用保険料率・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。

主契約および特約の保険料は、被保険者の過去1年以内の喫煙状況、体格（BMI）および血圧値に応じて、次のいずれかの保険料率を適用して算出します。なお、災害割増特約・傷害特約（本人型）は、特定疾病保険料払込免除特則に係る保険料について、いずれかの保険料率を適用します。

・「非喫煙者優良体保険料率」「非喫煙者標準保険料率」「喫煙者優良体保険料率」「標準保険料率」。この場合、区分保険料率適用特約を付加します。（標準保険料率を除きます）。

死亡保険金と高度障害保険金は、重複してはお支払いしません。高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

特定疾病保険料払込免除特則が付加されている場合で、以下の または に該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。

初めて悪性新生物と診断確定されたとき。（「上皮内新生物」は対象になりません。）

心疾患または脳血管疾患により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けられたとき。（「高血圧性心疾患」は対象になりません。）

障害介護保険料払込免除特則は、就業不能保障特約 型の場合に必ず付加され、就業不能給付金のお支払事由に該当したとき、将来の保険料のお払込みを免除します。

特定疾病・就業不能保険料払込免除特則は、就業不能保障特約 型または 型の場合に必ず付加され、特則の型は就業不能保障特約の型と同一とします。以下 ~ のいずれかに該当したとき、将来の保険料のお払込みを免除します。

初めて悪性新生物と診断確定されたとき。（「上皮内新生物」は対象になりません。）

心疾患または脳血管疾患により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けられたとき。（「高血圧性心疾患」は対象になりません。）

就業不能保障特約の型に応じた就業不能給付金のお支払事由に該当したとき。

特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病・就業不能保険料払込免除特則、就業不能保障特約（ 型を除く）、就業不能一時金特約（ 型を除く）には、悪性新生物について90日の不担保期間があります。このため、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前（責任開始期前を含みます。）に悪性新生物に罹患した場合は次のとおりとします。なお、所定の障害状態・介護が必要な状態による給付金・一時金のお支払いおよび保険料払込みの免除には不担保期間のお取扱いはありません。

・その悪性新生物により入院・在宅療養状態に該当した場合でも、給付金・一時金のお支払いはできません。

・悪性新生物による保険料払込みの免除はできません。

この場合、不担保期間終了後に新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による給付金・一時金のお支払いおよび保険料払込みの免除はできません。

就業不能保障特約・就業不能一時金特約は、特約の型に応じて、就業不能となった場合に就業不能給付金・就業不能一時金をお支払いします。

・ 型：病気やケガで所定の障害状態・介護が必要な状態になられたとき

・ 型：5疾病により所定の入院・在宅療養状態になられたとき

・ 型：病気やケガで所定の障害状態・介護が必要な状態または5疾病により所定の入院・在宅療養状態になられたとき

就業不能保障特約の型が 型または 型の場合、5疾病の治療を目的として所定の入院をしたときは、5疾病初期入院給付金をお支払いします。（支払限度回数は、保険期間を通じて1回となります。）就業不能給付金のお支払事由に該当した場合は、その日より後に5疾病初期入院給付金のお支払事由に該当しても、5疾病初期入院給付金はお支払いできません。

就業不能保障特約・就業不能一時金特約の 型および 型でお支払いの対象となる5疾病とは、特約条項の別表に定める悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全をいいます。（「上皮内新生物」は対象となりません。）

就業不能保障特約の型が 型および 型でお支払いの対象となる所定の障害状態は、精神の障害を原因として国民年金法に定める障害等級2級に該当した場合を除きます。

主契約の保険金のお支払方法は、月払給付または一時支払のいずれかをお選びいただけます。保険金の一部を一時支払とし、残りを月払給付にすることなどもできます。月払給付の場合、お支払事由に該当した日から家計保障期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たないときは、最低支払保証期間を通じてお支払いします。一時支払の場合、お支払いする保険金額は、月払給付の受取総額の現価に相当する金額となります。このため、お支払いする保険金額は、一般に月払給付の受取総額を下回ります。また、最低支払保証期間が適用される期間を除き、保険期間の経過とともにお支払いする保険金額は逡減します。

災害割増特約について、災害死亡保険金と災害高度障害保険金は、重複してはお支払いしません。

傷害特約（本人型）の障害給付金のお支払額は、災害死亡保険金額×身体障害の程度に応じた給付割合となります。ただし、給付割合を通算して100%を限度とします。

リビング・ニーズ特約は、被保険者が余命6か月以内と判断される場合には、ご希望により将来の死亡保険金のお支払いに代えて、指定保険金額から会社所定の金額を差し引いた特定状態保険金をお支払いします。保険期間の満了前1年以内は、特定状態保険金のご請求はできません。

指定代理請求特約は、被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

この保険は保険期間が満了した場合にご契約を更新することはできません。

ご契約にあたって、ご注意いただきたいこと

□ 各種お客様サービスのご案内

あんしん生命のお客様へのサービスです。サービスは予告なく変更される場合があります。
各サービスは当社がグループ会社および提携会社を通じて提供します。詳細については各サービスのチラシをご覧ください。
この保険の被保険者様が無料でご利用いただけます。

Medical Note for 東京海上グループ

専用ホームページ <https://www.medicalnote-tm.jp/signup>

ご利用には初期登録(証券番号等)が必要となります。専用ホームページの注意事項をご確認ください。

専用ホームページで専門医監修の信頼できる医療情報をご提供します。

セカンドオピニオン予約サービス 各分野で専門的な医療を提供している病院から選んで予約ができます。

医師・病院受診予約サービス 各領域の専門医や専門的な医療を提供している病院から選んで受診の予約ができます。

オンライン医療相談サービス **病気・症状辞典サービス** **がん精密検査予約サービス**

この保険のご契約者様(法人除く)・被保険者様およびそのご家族が無料(*)でご利用いただけます。

メディカルアシスト (各種医療サービス)

☎ 0120-363-992

例えばこんなときに・・・

日常のおからだの悩みから「もしも」のときまでサポート!

急に激しい頭痛。どうしたらいいの・・・
もらった薬の副作用が知りたい。

緊急医療相談 / 一般の健康相談

旅行先で急病! 最寄りの病院を知りたい!!

医療機関案内

24時間
365日対応

出張先で倒れ入院。自宅近くの病院に転院したい・・・
(*) 転院・転送の実費についてはお客様のご負担となります。

転院・患者移送手配

抗がん剤治療を受ける予定。精神的にも体力的にも不安・・・

がん専用相談窓口

事前にご予約
ください

持病の腰痛が気になる。良い治療法はないかな・・・

予約制専門医相談

人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

☎ 0120-633-877

【受付時間】平日9:30~17:30(土曜・日曜・祝日、8/12~8/16、12/29~1/5は休業となります。)

通常料金より約5%~20%割引となる優待料金 1で、内容・場所・料金等、お客様のご希望に合った施設の検索と予約ができます。

1 医療機関・検査内容によっては、割引が適用されない場合もあります。(*) 受診費用の実費については、お客様のご負担となります。

がんお悩み訪問相談サービス

☎ 0120-363-992

【予約受付】24時間365日対応

がんと診断された場合に、専門の相談員に直接相談ができます。

介護アシスト

☎ 0120-428-834

【受付時間】平日9:00~17:00(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

電話介護相談 社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が介護に関する相談に電話でお応えします。

各種サービス優待紹介 ご高齢者の生活を支える各種サービス(家事代行など)を優待条件でご利用いただけます。

(*) 各種サービスのご利用に係る費用はお客様のご負担となります。

インターネットによる介護情報サービス <https://www.kaigonw.ne.jp/>

「介護情報ネットワーク」のホームページを通じて介護の仕方や介護保険制度等の介護に関する情報をご提供します。

デイリーサポート

☎ 0120-285-110

(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

社会保険に関するご相談 【受付時間】平日10:00~18:00

公的年金などの社会保険に関するご相談に、提携の社会保険労務士等がわかりやすく電話でお応えします。

法律・税務に関するご相談 【受付時間】(法律)平日10:00~18:00 (税務) 平日14:00~16:00

身のまわりの法律や税金に関するご相談に、提携の弁護士等が電話でわかりやすくお応えします。

暮らしの情報提供 【受付時間】平日10:00~16:00

グルメ・レジャー・マナー・冠婚・各種スクールに関する情報など、暮らしに役立つ情報を電話でご提供します。

この設計書をご参照いただく際のご留意点

ご契約に際して

この設計書は、当該商品の『パンフレット』に付け加えて、おすすめするプランを記載したものです。ご検討の際には必ず当該商品の『パンフレット』『重要事項説明書（契約概要/注意喚起情報）』『ご契約のしおり・約款』を、また保険種類をお選びいただく際には『保険種類のご案内』をあわせてご覧ください。なお、ご契約後の保障内容については主契約単位で発行される『保険証券』をご確認ください。『重要事項説明書（契約概要/注意喚起情報）』『ご契約のしおり・約款』は、ご契約の内容等に関する重要な事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、お申込みください。

保険金・給付金等について

主契約および特約に関して、免責事由に該当した場合、告知義務違反によるご契約の解除の場合、詐欺による取消の場合、不法取得目的によるご契約の無効の場合等、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。その他保険金・給付金等のお支払事由に関しては『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

記載されている数値に関してのご留意点

この設計書に記載しております被保険者様の年齢・保険料・特約その他おすすめのご契約内容はすべて、計算基準日に基づいて計算しております。将来、保険料率が変わった場合、表示の金額と異なることもあります。この設計書の内容に基づいてご契約のお申込をいただいた場合でも、被保険者様の健康状態等によっては特別条件付保険特約を付加いただき、お申込内容の変更をお願いすることがあります。特に特別保険料率引法では、この設計書に記載の保険料については増加、解約返戻金については増減する場合がありますので、ご注意ください。この設計書では主契約・特約の保険期間満了時に更新が可能な場合でも更新しないものとして表示しています。また、保険料累計・解約返戻金の表示欄には更新される特約にかかる更新後保険料および解約返戻金は含まれておりません。この設計書に記載の保険金額・解約返戻金・保険料累計などの数値は原則として当該保険年度の最終日の値を表しています。この保険年度とは、例えば第2保険年度の場合、契約日を1回目と考えて年単位での2回目の契約応当日から3回目の契約応当日の前日までの1年間を表しています。したがって、歳単位で表示している場合には、その満年齢の誕生日を迎えて以降、最初に訪れる契約応当日の前日の値となります。

配当について

当社の商品には「無配当保険」と「5年ごと利差配当付」の2種類があります。

無配当保険	5年ごと利差配当付
契約者配当金はありません。	責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合にご契約後5年ごとに契約者配当金をお支払します。

5年ごと利差配当付商品について、配当に関する詳細は『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

その他注意事項について

ご加入状況・健康状態などにより、設計書の内容でお申し込めない場合があります。保険種類・契約年齢・保険期間・保険料払込期間および経過年数によっては、保険金・給付金等のお受け取り金額がお申込みいただいた保険料の合計額を下まわることがあります。

法人向け商品・経理処理について

法人向け保険商品は、保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための、「保障」等を目的とする商品です。ご加入にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を必ずご覧ください。経理処理について、当資料のご利用によりお客様または第三者に損害等が発生した場合でも、当社は一切の責任を負いません。この旨をご了解のうえ、お客様の責任により当資料をご利用ください。

生命保険の募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱者/代理店（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の取扱者/代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

低解約返戻金型・低解約返戻金特則付加について

低解約返戻金期間中における解約返戻金については、低解約返戻金割合が乗じられることにより低く設定されています。低解約返戻金期間中については、解約返戻金の水準が低いことにより、以下のお取扱となりますのでご注意ください。

制度	低解約返戻金期間中のお取扱
解約返戻金の所定の範囲内でお貸し付けする制度（契約者貸付制度）	お貸し付けできる金額が少なくなります。
保険料のお払込が困難になった場合保険料をお立て替える制度（保険料の振替貸付）	お立て替えできる回数が少なくなります。
払済保険への変更	保険金額が少なくなります。

保険契約の自動更新について

この設計書でおすすめのご契約が自動更新可能な場合には、ご契約者から保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がない限り、ご契約は保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。更新後の保険金額は、更新直前の保険金額と同一とします。更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。（ただし、当社の定めるところにより保険期間を変更して更新することがあります。）更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なります。更新後のご契約には更新時の普通保険約款および特約条項が適用されます。ご契約が更新された場合、保険金・給付金のお支払、保険料のお払込免除につきましては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。更新可能なご契約については、事前に当社よりご連絡いたします。

更新に関する詳細内容は、保険種類ごとに異なります。更新の可否や更新後の保障内容等、詳しくは各保険種類の『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますので、ご確認ください。

本社募資'24-KL01-P001

<取扱者/代理店>

株式会社 a s i m o m y

東京都荒川区荒川1丁目55-4-211

電話 090-6540-9294

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問合せ>

カスタマーセンター  0120-016-234

受付時間 平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00

(日曜・祝日・年末年始を除きます。)